

財政状況等一覧表(平成19年度)

団体名 大間町

(百万円)

標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
1,984	121

1 一般会計等の財政状況

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	債務負担 為に基づく 支出予定額	備考
一般会計	4,680	4,590	90	90	4,234	0	
一般会計等	4,680	4,590	90	90	4,234	0	

① ② ③

(財産区)

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	備考

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(百万円、%)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債)現在高		<法適用企業> 資金不足 ・剰余	<法適用企業> 累積欠損金	<公営企業> 資金不足 比率	備考
					うち一般会計 繰入見込額					
水道事業会計	132	141	—	△ 9	1,043	45	101	△ 24	—	法適用企業
下水道事業 特別会計	(歳入) 188	(歳出) 188	0	(実質収支) 0	1,237	855	—	—	—	
海峡保養センター 事業等特別会計	(歳入) 163	(歳出) 163	0	(実質収支) 0	3	0	—	—	—	
国民健康保険 特別会計	(歳入) 984	(歳出) 916	68	(実質収支) 68	0	0	—	—	—	
介護保険 特別会計	(歳入) 391	(歳出) 375	16	(実質収支) 16	0	0	—	—	—	
老人保健 特別会計	(歳入) 455	(歳出) 465	△ 10	(実質収支) △ 10	0	0	—	—	—	
計	/	/	/	74	/	900	101	/	/	

④ ⑤ ⑥

- (注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「総純益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 3 資金不足及び累積欠損金は負数(△)で表示している。また、資金不足・剰余欄については、資金不足がなく、流動資産が流動負債を上回る場合においてはその額を正数(プラス)で表示している。
 4 「実質収支」及び「資金不足・剰余」は、それぞれ「解消可能資金不足額」差引後の数値で表示している。

【参考】連結実質収支

265 (百万円)

連結実質赤字額⑦

- (百万円)

※上記1「普通会計・実質収支」①+上記2「実質収支」合計額④+上記2「資金不足・剰余」合計額⑥

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

組合名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益		企業債(地方債)現在高		法適用企業		法適用企業	公営企業	備考
			形式収支	(実質収支)	うち当該団体 負担見込額	うち当該団体 負担見込額	資金不足 ・剰余	うち当該団体 負担見込額	累積欠損金	資金不足 比率	
青森県市町村 総合事務組合	(歳入) 872	(歳出) 846	26	(実質収支) 26	0	0	0	—	—	—	
青森県市町村職員 退職手当組合	(歳入) 16,444	(歳出) 16,422	2	(実質収支) 2	0	0	0	—	—	—	
一部事務組合 下北医療センター	12,874	12,744	—	130	—	8,542	853	△ 6,942	332	△ 16,862	60.4 法適用企業
下北地域広域 行政事務組合	(歳入) 5,734	(歳出) 5,683	51	(実質収支) 51	0	8,261	520	—	—	—	
青森県交通災害 共済組合	(歳入) 233	(歳出) 214	19	(実質収支) 19	0	0	0	—	—	—	
青森県後期高齢者 医療広域連合	(歳入) 785	(歳出) 688	97	(実質収支) 97	0	0	0	—	—	—	
計					0		1,373		332		

⑧

⑨

⑩

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

【土地開発公社】

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体から の出資金 (千円)	当該団体から の補助金 (千円)	当該団体から の貸付金 (千円)	土地開発公 社の負債の 額	当該団体から の損失補償に 係る債務残高		備考	
							うち当該団体 負担見込額	当該団体から の損失補償に 係る債務残高		
大間町土地開発公社	15	13,417	5,000	0	0	0	0	0	0	

⑪

【その他の第三セクター等】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体から の出資金 (千円)	当該団体から の補助金 (千円)	当該団体から の貸付金 (千円)	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高		備考	
							うち当該団体 負担見込額	当該団体から の損失補償に 係る債務残高		
計										

⑫

【公的信用保証、制度融資等に係る損失補償】

(百万円)

公的保証機関名又は制度融資等名	当該団体から の損失補償に 係る債務残高		備考
	うち当該団体 負担見込額	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	
計			

⑬

5 財政指数及び健全化判断比率

(1) 財政指数

(百万円、%(財政力指数を除く))

標準財政規模(A) (臨時財政対策債 発行可能額含む)	1,984	財政力指数	0.258	経常収支比率	96.2
実質収支比率	4.54	連結実質収支比率	13.39		

(2) 健全化判断比率

(%)

実質赤字比率	—	連結実質赤字比率	—	実質公債費比率	16.9	将来負担比率	38.1
[早期健全化基準]	(15.00)	[早期健全化基準]	(20.00)	[早期健全化基準]	(25.0)	[早期健全化基準]	(350.0)
[財政再生基準]	(20.00)	[財政再生基準]	(40.00)	[財政再生基準]	(35.0)	[財政再生基準]	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がある場合に正数(プラス)で表示し、赤字がない(黒字又は収支均衡)場合は「—」と表示している。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{連結実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①} + \text{公営企業以外の特別会計及び法非適用公営企業の実質収支の計④} + \text{法適用公営企業の資金不足額及び資金剰余額の計⑥}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(B)} - \text{充当可能財源等(C)}}{\text{標準財政規模(A)} - \text{算入公債費等の額(D)}}$$

$$\cdot \text{将来負担額} = \text{②} + \text{③} + \text{⑤} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} \quad \text{(百万円)} \quad \boxed{7,617} \text{ (B)}$$

$$\cdot \text{充当可能財源} = \text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} \quad \text{(百万円)} \quad \boxed{6,958} \text{ (C)}$$

$$\cdot \text{算入公債費等の額} = \quad \text{(百万円)} \quad \boxed{258} \text{ (D)}$$